平成２３年（フ）第１８１号
長崎県諫早市小船越町1110番地３　コーポ田中303、前住所長崎県諫早市日の出町４番52号
債務者　濱田　直史
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
大分市大字八幡1865番地
債務者　半澤　友子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４９７号
大分県臼杵市大字佐志生3608番地
債務者　中上　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５０６号
大分県別府市大字鶴見2605番地の７
債務者　阿部ミチヨ（旧姓小代）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５０７号
大分県別府市大字鶴見2605番地の７
債務者　羽山　一樹（旧姓小代）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７号
岩手県北上市鍛冶町２丁目５番６号、前住所東京都町田市鶴間1405番地２　レオパレス南町田102
債務者　小池　　瞳（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１２８号
岩手県北上市柳原町５丁目２番17号　フラットフィールドＢ―103号、前住所宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目34番地11　レオパレススマイル106
債務者　金野　成人
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１３０号
岩手県花巻市若葉町２丁目11番７号　コーポ桂202号
債務者　清水邉卓也
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１３２号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート２号棟233号、前住所岩手県花巻市東和町土沢10区321番地
債務者　熊谷　信子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１３４号
岩手県北上市花園町１丁目１番10号　片方レジデンス203号、前住所岩手県北上市上江釣子17地割107番地１
債務者　平賀　典子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１２９号
石川県小松市若杉町リ100番地
債務者　本田　恵子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１１５号
山口県岩国市下342番地１、住民票上の住所山口県玖珂郡和木町和木２丁目12番29号
債務者　大村　　博
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１２１号
山口県岩国市玖珂町1095番地９
債務者　岩本　和江（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１２４号
山口県熊毛郡田布施町大字宿井406番地
債務者　木村ミツ子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１８４号
福岡県飯塚市枝国525番地４
債務者　黒川　秀吉
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１８５号
福岡県飯塚市枝国525番地４
債務者　黒川しず子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２９００号
愛知県尾張旭市三郷町中井田50番地　ベルメゾネット201号
債務者　浅野　淳一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部